

家畜経営情報

◆水質汚濁防止法の新たな排水基準が設定されます

畜産経営体から河川等公共用水に排水される硝酸性窒素等（アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物）の暫定基準が次のとおり新たに設定されることになりました。

- 畜産経営体から排出される排水の基準

平成25年6月30日まで 900mg/l

↓
平成25年7月1日から 700mg/l

排水基準に違反すると
6月以下の懲役または
50万円以下の罰金！

対象になるのは、処理済の家畜排せつ物を河川放流している畜産事業者です。

※家畜排せつ物全量をたい肥化している等、河川放流していない場合は対象になりません。

水質汚濁防止法の対象となる畜産施設(特定施設)

一定規模以上の畜舎を有し、家畜排せつ物を固液分離して排水処理し、河川に放流している場合、水質汚濁防止法の対象となる特定施設になります。

畜産農家は次の施設が該当します。

- 豚房施設：総面積が50平方メートル以上の施設
- 牛房施設：総面積が200平方メートル以上の施設
- 馬房施設：総面積が500平方メートル以上の施設

暫定基準の背景

硝酸性窒素等の排水基準値は、平成13年に一律基準100mg/lが定められましたが、畜産業については、1,500mg/lの暫定基準が設けられ、3年後の平成16年の見直しで900mg/lに引き下げられました。その後、2回の見直し延長がありましたが、十分な検討期間が置かれたことを踏まえ、この度、基準値が見直しになりました。

長野県では、平成24年に、河川放流をしている畜産経営体の排水の調査を実施したところ、全ての経営体が暫定基準700mg/l以下でありました。

畜産経営体の義務

また、特定施設の排水水については、1年に1回以上、排水水の測定を行い、その結果を記録・保存することが義務付けられていますので、必ず実施、保存してください。

※水質汚濁防止法は、事業所から河川等公共用水域に排出される水の排出等を規制することにより公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図る法律です。

◆平成 25 年産飼料作物の利用について

長野県産

☆長野県産の飼料作物は、国の放射性物質検査の対象から除外され、利用が可能です。

飼料作物の区分	平成 25 年産の利用
永年生牧草	○
青刈り用トウモロコシ等の単年生飼料作物	○
稲わら・WCS用稲	○
飼料用米	△※

※主食用米穀について、長野県は検査対象県ではありませんが、県の独自検査を実施しますので、検査で暫定許容値を超えた場合は、その該当地域の飼料用米やふるい下米等の利用中止等の措置を講じることがありますので予めご承知願います。

注意

他県産

☆平成 25 年産飼料作物の国の検査対象県は次のとおりですので、利用にあたっては注意しましょう。

飼料作物の区分	検査対象県名
永年生牧草	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県
青刈り用トウモロコシ等の単年生飼料作物	岩手県、福島県
稲わら・WCS用稲	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県
飼料用米	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県等

※検査対象県で生産される飼料作物は、検査結果が判明するまで、流通・利用が自粛されておりますので、利用にあたっては、ご注意願います。

◆早めの暑熱対策を心がけましょう

暑熱対策は、本格的な暑さを向かえる前の準備が大切です！

畜舎

- ・窓や天窗、サイドカーテンは**全面開放し、通風に努める**。
- ・よしずや寒冷紗で**直射日光を遮るとともに**、扇風機、ポリダクトを設置し**換気送風に努める**。複数の扇風機を使って送風する場合は**同一方向に送風し**、畜舎全体の空気が流れるようにする。
- ・畜体へ直接送風する場合は、熱の放出が多い**首・肩から背にかけて風を当てる**ようにする。
- ・**屋根への散水や工業用消石灰等の塗布**などを行い舎内温度の低下に努める。
- ・天井の低い畜舎では、逆に**窓を閉じて一方から空気を排出し「負圧換気」**することにより、畜舎内に新鮮な空気が流れ、**防暑・換気効果が高い（トンネル換気）**。

家畜

- ・飼育密度を検討して出来るだけ薄飼いにするとともに、給水にあたっては給水器の作動状況を確認し**常に新鮮な水が飲めるように**しておく。大家畜については涼しい夜間に一部の家畜だけでもパドックに出す。
- ・夜間などの涼しい時間帯の飼料給与、あるいはパドックでの飼料給与を行なうとともに、**嗜好性・栄養濃度の高い飼料の給与で食欲と栄養を確保**する。
- ・**後軀から乳房にかけての毛刈り**は、乳牛の体感温度を2～3℃低下できるとともに搾乳衛生にも効果的である。